

答 申 第 2 1 号

平成18年10月18日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会

会長 佐 藤 宏

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年10月3日付け教学指第100号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり
答申いたします。

記

諮問第29号 「2004年度末までに、仙台市立学校の敷地内で喫煙する教職員が9人まで減った
ということを示す関係文書」の公文書非開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申
(諮問第29号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）の行った公文書開示請求に係る公文書を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が、平成17年5月24日付けで実施機関に対して行った別添1-1における「請求する公文書の名称又は内容」の欄に記載されている文書の開示請求に対して、実施機関が平成17年9月9日付けで本件請求公文書が存在しないことを理由として非開示決定処分を行ったことについて、その処分の取消しを求めるというものである。

3 申立人の主張

申立人が平成17年9月15日付け異議申立書（別添1-2）、平成17年10月15日付け意見書（別添1-3）、平成17年11月5日付け文書（理由説明書に対する意見書）（別添1-4）、平成17年11月24日付け文書「口頭意見陳述に際して」（別添1-5）、平成17年11月30日付け文書「審査会陳述要旨」（別添1-6）及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主な理由は、学校敷地内喫煙者の調査結果を記載した正式な報告書が存在しないというのは考えにくい、アンケート調査をしておきながらメモ程度の集計表しかないというのは不自然であり、正式な報告書が存在するはずであるということに要約される。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書（別添2）及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、前任者が取材時に9人まで減ったと話した内容が記事となったもので、9人まで減ったということに関係する公文書は存在しない、禁煙状況アンケート結果では1つの学校で11人の回答のみであって、その後再調査して9人まで減ったというわけではないということに要約される。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、別添1-1における「請求する公文書の名称又は内容」の欄に記載されている文書（以下「当該文書」という。）であり、「2004年度末までに、仙台市立学校の敷地内で喫煙する教職員が9人まで減ったということを示す関係文書。例えば、調査を行ったのであれば、起案書、調査を命じた文書、回答書、集計結果などを記載した文書。各学校が

作成した回答書がある場合、全部では膨大な枚数になると思われるので、喫煙者のいる学校のものだけでよい。」であると認められる。

(2) 本件請求文書の不存在について

本件請求文書の存否について検討する。

審査会の審議の中で実施機関が主張した事実経過は次のとおりである。すなわち、学校敷地内喫煙者に関する調査は平成15年10月6日、すべての市立学校に対し平成15年10月21日の期限で文書照会の形で行い、回答を回収した後、平成15年10月14日現在の集計を行った。その結果、学校敷地内喫煙者が存在した学校は1校のみで、その人数は11人というものであった。一方、平成17年4月8日付けの新聞記事のために行われた新聞記者の取材に対し、「9人」と示したことについては、喫煙者がいる上記の学校に電話で確認したところ、文書照会の後喫煙者が減り9人となったとの回答があり、その時点で最新の喫煙者数を回答したというものである。

以上のとおり、文書照会後の最新の喫煙者数の把握は、新聞記者の取材に対応するためのものであった、また、喫煙者が存在する学校が1校のみであり、文書ではなく電話で問い合わせたとする実施機関の説明には一定の合理性がある。また、調査そのものが喫煙者数の把握を目的とするという簡単なものであることを考えると、「報告書」という形でまとめられていないことについても必ずしも不自然なことではないと認められる。

したがって、実施機関に本件対象公文書が存在するとは認められない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。なお、当審査会が直接答申の内容とすべき事柄ではないが、申立人が主張するその他の諸点のうち当審査会においても議論のあった点があるので、それらについて付言する。

まず、本件答申に至る議論の中で、平成17年5月24日付けの開示請求に対し、実施機関が6月7日付けで開示決定を行い、さらに9月9日付けで不存在を理由とする非開示決定を行った点については、9月9日付けの非開示決定は、その文書の標題にかかわらず、7月4日付けの異議申立てに対する決定と考えるしかない(そのような変更は行政不服審査法第47条第3項が許さない違法な不利益変更決定と評価せざるを得ない)。そしてそのように解すると、それに対する再度の異議申立ては行政不服審査法上不可能であるので、9月9日付けの非開示決定に対する異議申立ては不適法で却下するしかないとの意見もあった。しかしながら、当審査会としては、9月9日付けの非開示決定の位置づけについて、6月7日付けの原決定を補完する決定であると考え余地があると解し、その前提に立って本答申の結論とした。

次に、本件諮問の対象となった平成17年9月15日付け異議申立てに至る過程で実施機関が行った先行行為(不作為の行為を含む。)について、特に平成17年7月4日付けで申立人が行った当初の異議申立てに対し、実施機関は条例第18条第1項に基づき、遅滞なく、当審査会に諮問すべきであったのに、これを怠り、9月9日付けの変更決定を行ったうえで、9月

15日付けで異議申立てを却下した。これらの実施機関の行為は、条例第18条第1項に違反する行為である。

さらに、その過程で申立人が行った平成17年8月8日付けの不作為についての異議申立てに対し、実施機関が受理した同8月9日の翌日から起算して20日以内である8月29日までに何らかの行為をすべきであったのに、しなかったことは、行政不服審査法第50条第2項に違反する行為である。

以上の点を含め、実施機関においては、一連の公文書開示制度の運用のあり方、並びに文書管理のあり方（外部公表事項の根拠の文書化、調査結果の分析・評価の文書化等）に関し、市民の目から見て不適切と受け取られかねない状況が見受けられたので、今後、条例が目的とする「市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進」に努めるよう強く要望する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 29 号)

年 月 日	内 容
平成17. 10 . 3	・ 諮問を受けた
17. 10. 28	・ 実施機関（教育局学校教育部教育指導課）から理由説明書を受理した
17 . 11 . 5	・ 異議申立人から意見書を受理した
17 . 11 . 30 (平成17年度 第4回審査会)	・ 異議申立人から口頭による意見の陳述を聴取した ・ 実施機関（教育局学校教育部教育指導課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
18 . 2 . 22 (平成17年度 第6回審査会)	・ 諮問の審議を行った
18 . 3 . 22 (平成17年度 第7回審査会)	・ 諮問の審議を行った
18 . 5 . 10 (平成18年度 第1回審査会)	・ 諮問の審議を行った
18 . 6 . 30 (平成18年度 第2回審査会)	・ 諮問の審議を行った
18 . 7 . 28 (平成18年度 第3回審査会)	・ 諮問の審議を行った